

コンビニ交付サービスを利用して税証明を取得する手順

高槻市税制課
令和6年6月1日現在

- (1) 店舗に設置されているキオスク端末（マルチコピー機）の画面に表示されている「行政サービス」ボタンを押します。

(画面例)

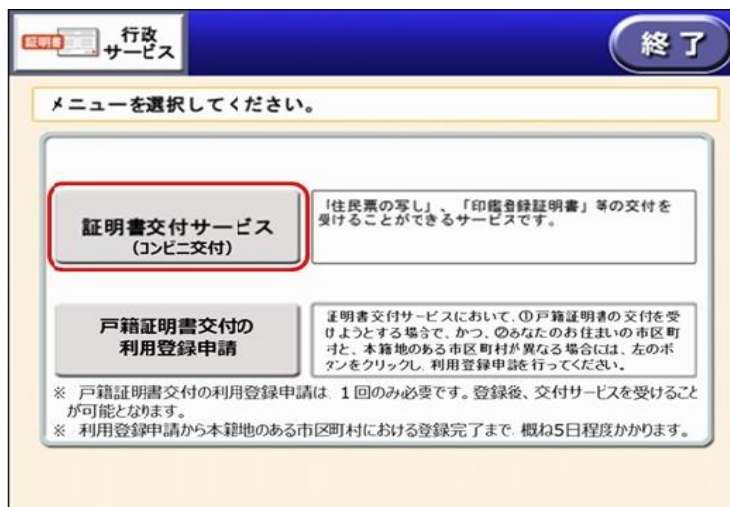


(上記画面は、店舗・コピー機の種類により異なります。)

- (2) 「証明書の交付」を選択します。



- (3) 「証明書交付サービス」を選択します。



- (4) 利用上の同意事項が表示されますので、「同意する」を選択します。(画面省略)

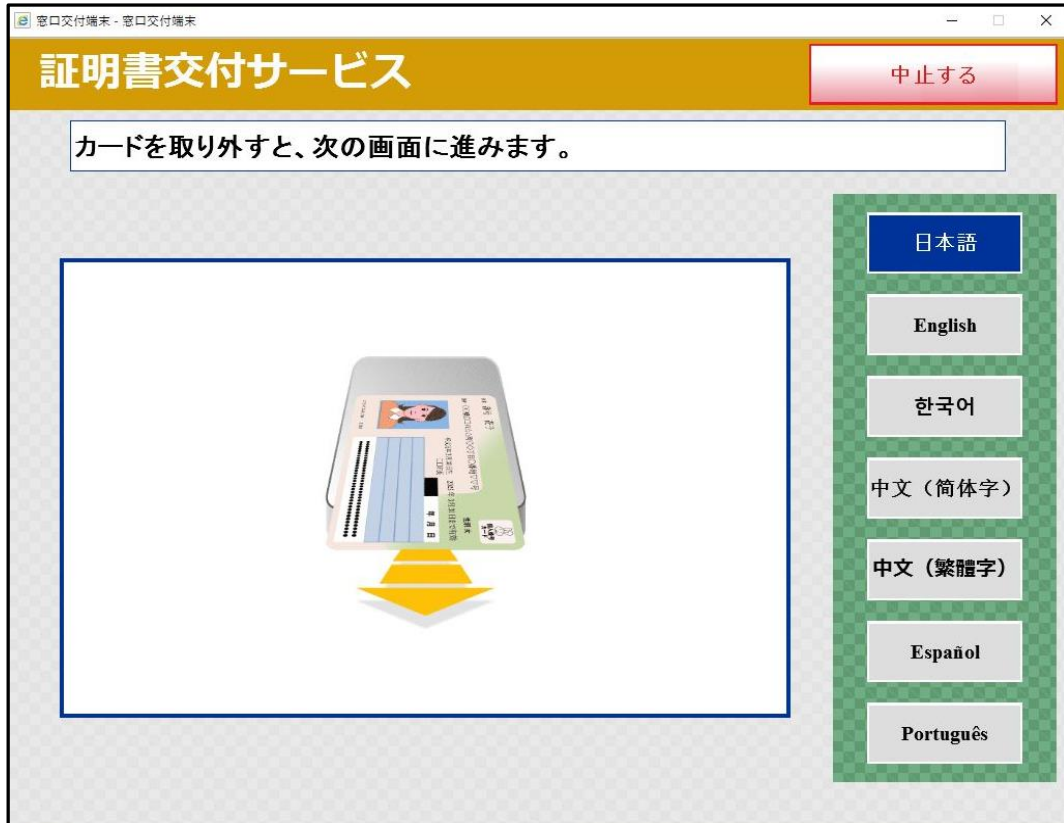
- (5) キオスク端末の所定の場所にあるカード置場に、マイナンバーカードを置きます。
スマートフォン対応のキオスク端末で、マイナンバーカードのかわりに
スマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンをご利用いただく場合、
以降の画面で登場する「カード」は「スマートフォン」に読み替えて操作を行ってください。

(6) 「お住まいの市区町村の証明書」を選択します。

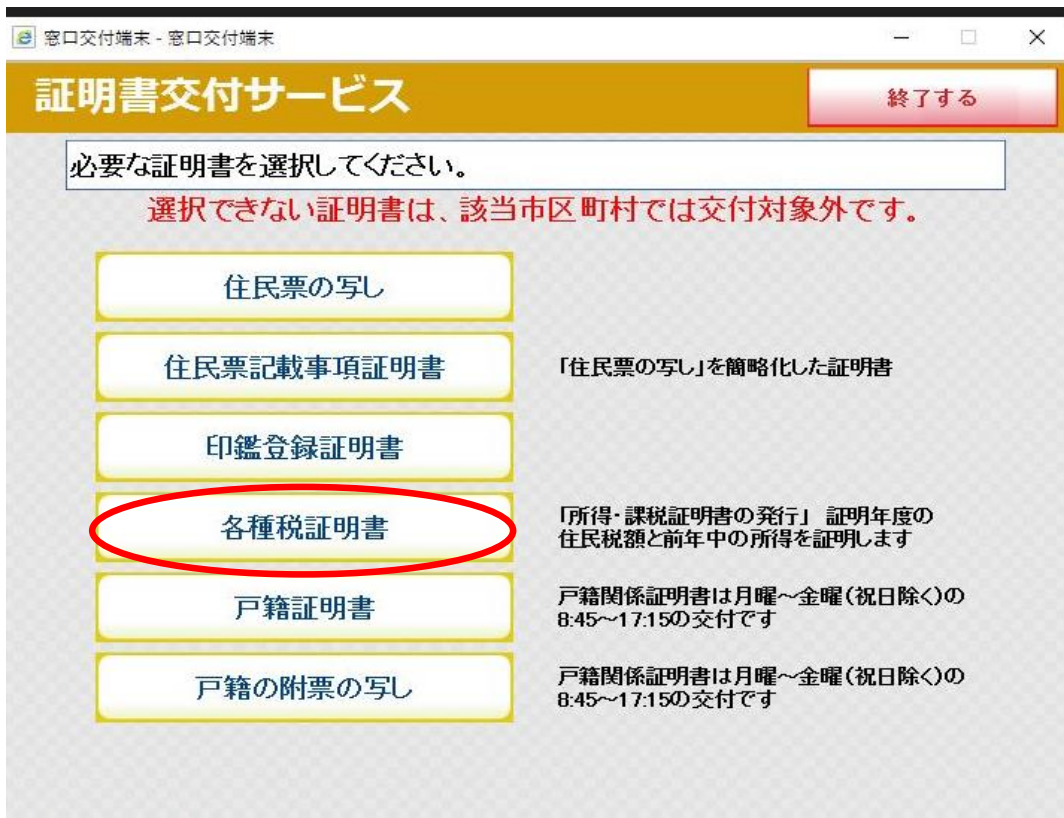
(7) マイナンバーカードの暗証番号（4桁）を入力します。

注) 暗証番号の入力誤りにご注意ください。3回間違えるとロックがかかります。

(8) マイナンバーカードを取り外します。

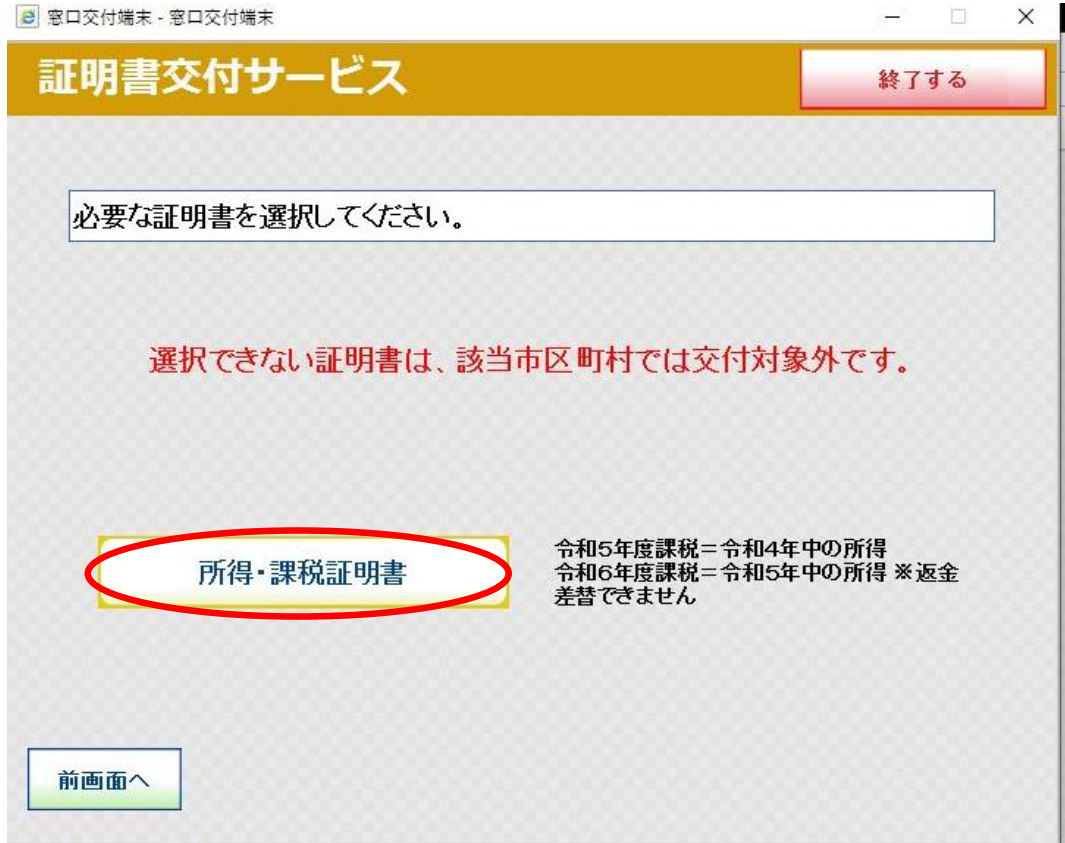


(9) 「各種税証明書」を選択します。

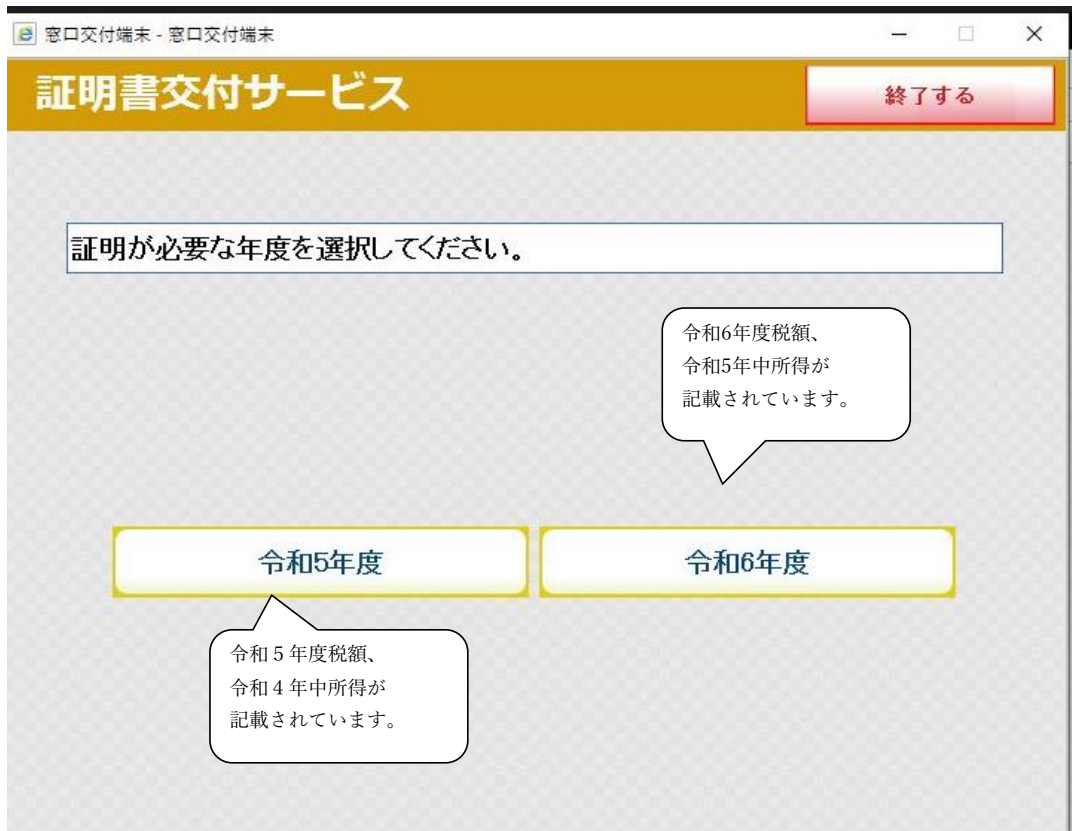


注) 取得可能な「所得・課税証明書」がない場合、「各種税証明書」ボタンは表示されません。

(10) 「所得・課税証明書」を選択します。



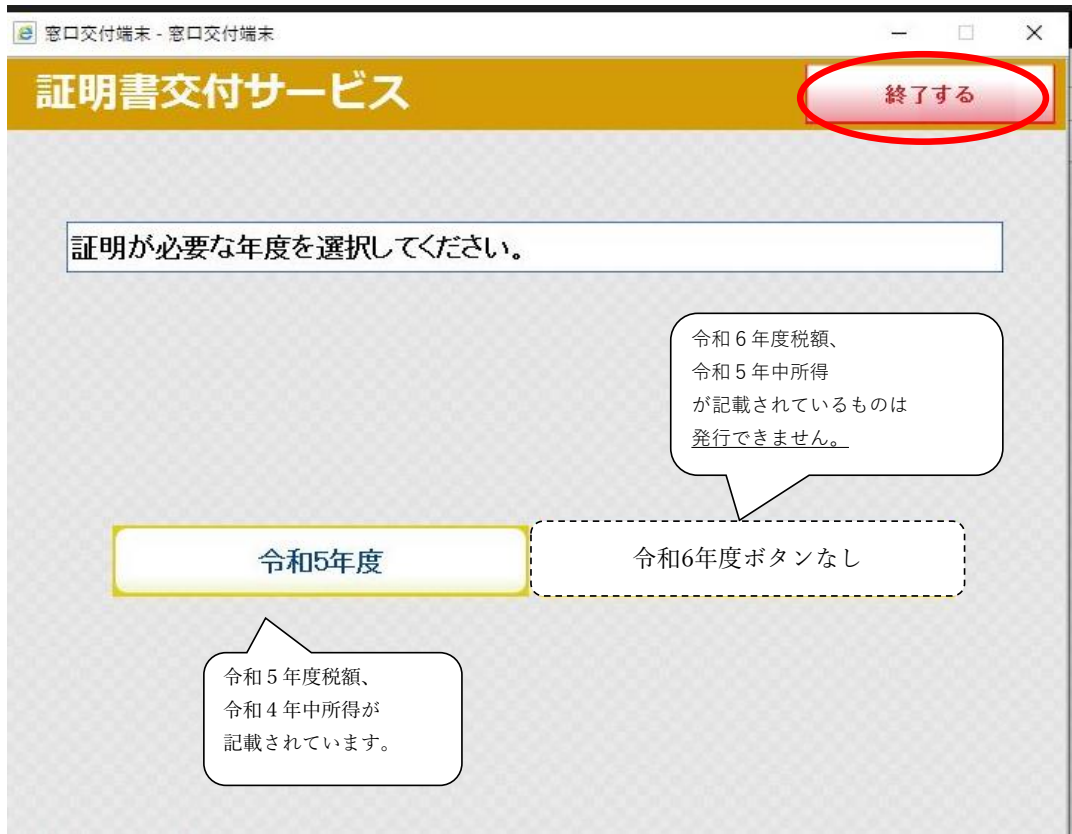
(11) 必要な年度を選択します。



注) 年度の選択誤りにご注意ください。

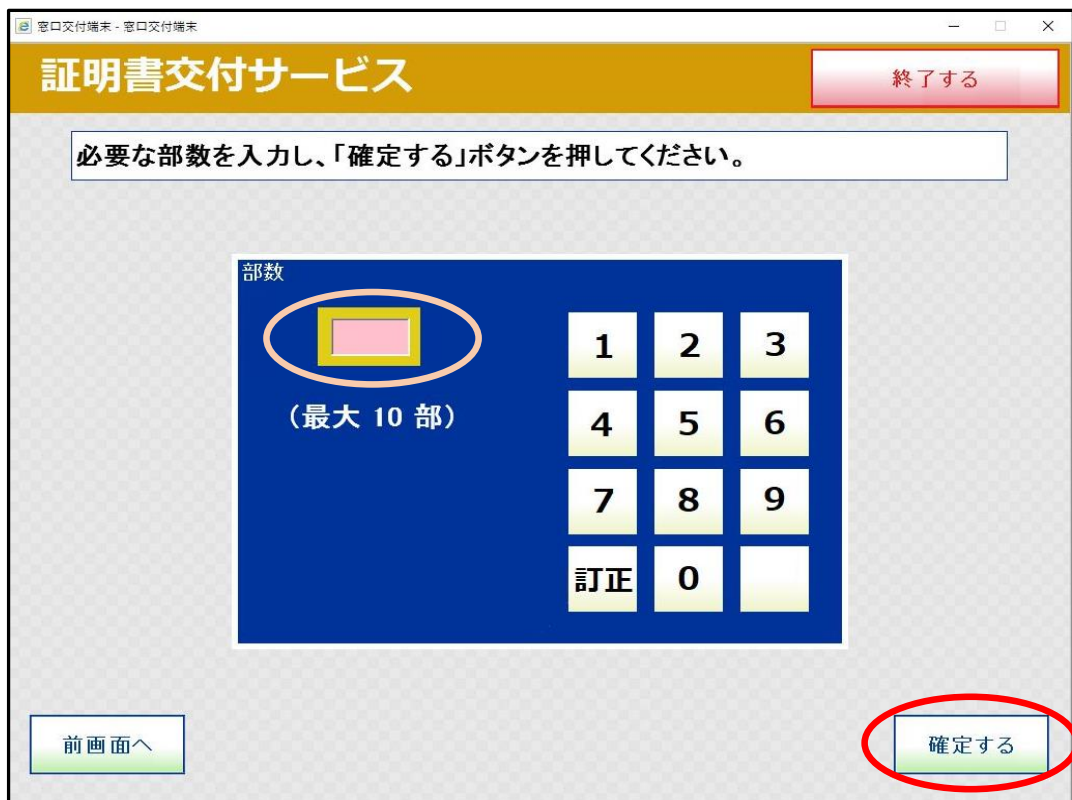
誤った年度分を取得しても返金・差し替えはできません。

※参考 発行できない年度分については年度ボタンが表示されません。



注) 上図の場合、令和5年度の証明書は発行できますが、令和6年度の証明書（令和6年度税額、令和5年中所得の記載があるもの）はボタンが表示されていないため発行できません。
令和6年度の証明書が必要な方は「終了する」を押し、市役所までお問い合わせください。

(12) 必要な部数を入力し、「確定する」を押します。



(13) 画面の内容を確認し、「確定する」を押します。

証明書種別	所得・課税証明書		
年度	令和6年度		
必要部数	1部	手数料	200円

(14) 料金を投入し、印刷開始ボタンを押すと証明書が印刷されます。